

45自治体に協力要請

政府 首相名で文書送付

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理を推進するため、政府は16日、岩手、宮城、福島3県や東京都などを除く35道府県と10政令指定都市に対し、受け入れを要請する野田佳彦首相名の文書を送付した。同時に、細野豪志環境相名の要請文書も併せて送付した。13日の「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会議」の初会合で確認した方針に基づく措置で、来月6日までに受け入れの検討状況を回答するよう求めている。一方、同閣僚会議の初会合ではまた、災害廃棄物を再生し道路の路盤材や防潮林、高台の盛り土材などに活用していく方針なども確認しており、細野環境相は18日、宮城県庁で村井嘉浩知事に、仙台平野における防潮林の整備で盛り土などに活用する方針を伝えた。林野庁を中心に具体の計画を検討し6月にも着手する見通し。

(一面参照)

同閣僚会議は、野田首相（議長）、藤村修内閣官房長官（副議長）、細野環境相（同）、平野達男復興相（同）のほか、川端達夫総務相、鹿野道彦農林水産相、枝野幸男経済産業相および前田武志国土交通相の計8人で構成される。初会合では、各省が処理の推進に向けた取り組みについて説明。このうち、環境省は、広域処理の促進対策として、被災3県などを除く道府県に対し、災害廃棄物処理特別措置法に基づき受け入

れの協力を要請する一方、すでに受け入れを表明している自治体に対し、調整を経て、廃棄物の種類と量を明示して協力を要請する。また、放射性物質の濃度に関する受け入れ基準や焼却などの処理方法を同法に基づ

く措置として定めるほか、受け入れ自治体による放射能測定や処分場の建設・拡充に必要な費用の財政支援を行う。再生利用などの促進対策では、コンクリートなど不燃物を建設資材に再生し、道路の路盤材や防潮林の盛り土などに使用できるほか、木質系廃棄物はチップ化し、土壌を覆うマルチング材として造成地などの表面に利用できる」と指摘。同省として、陸中海岸国立公園などの復旧事業や三陸復興国立公園（仮称）などの整備事業で活用を図る。また、木くずなど可燃物は、セメント工場や製紙

工場で原料や燃料に使用できるとし、併せて製造されたセメントが円滑に使用されるようすることが重要と指摘した。農水省は、東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生に当たり、無害化されたコンクリートくずや津波堆積物などの再生資材を盛り土材に活用することを検討。環境省と連携し、昨年12月

に關係県と森林管理局に對し、その活用基準や方法などに関する指導文書を発出している。また、福島県内の災害廃棄物の再生資材化に向け、海岸防災林における具体的な取り組み方法について、環境省と日本原子力研究開発機構と調整している。今後には再生資材化と海岸防災林の盛土材への活用を裏に移すほか、林野部局と廃棄物部局との間で資材需給のマッチングを図り、活用につなげていく。さらに、農業農村整備事業や漁港、漁港海岸の災害復旧事業などでも、路盤材や盛土材などへの活用を図っていく。国交省は、宮城県が震災がれきを埋め立てた

め、石巻港の雲雀野地区に整備中の海面処分場（廃棄物埋め立て護岸）に、今年度第3次補正予算で15億円の事業費を補助している。また、茨城県が津波で鹿島港や茨城港に堆積した土砂やひたちなか市内の道路復旧事業で発生した土砂を処分するため、茨城港の港常陸那珂港に整備中の海面処分場（同）に、同補正予算で7億5千万円の事業費を補助している。